

函館市地域組織活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織（以下「地域組織」という。）の活動に対する補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を満たす地域組織とする。

- (1) 母親の連帯組織など児童健全育成に寄与する自主的な団体で、その会員数がおおむね20人以上であること。
- (2) 組織に、会員の互選による会長、副会長、会計、監査等の役員を置き、その運営が会員の協議により行われるものであること。
- (3) 組織の活動は、児童館および母と子の家やその他公共施設と有機的な連携をもつものであること。
- (4) 政治上または宗教上の組織に属さないものであること。

(補助対象活動)

第3条 補助金の交付の対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、補助対象者が行う次の活動とする。

ア 親子および世代間の交流活動または文化活動

イ 児童養育に関する研修活動

ウ 児童の事故防止等に関する活動

エ その他児童福祉の向上に寄与すると市長が認める活動

2 前項の活動に際しては、組織の年間活動計画を策定し、地域の理解と協力を得られるよう広報等に努めるほか、必要に応じて関係行政機関等と緊密な連携を図ること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の「1 基準額」欄に定める額と、「2 対象経費」欄に定める額を比較して少ない方の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 規則に定める次の書類
 - ア 補助金等交付申請書（共通第1号様式）
 - イ 補助事業等の計画書（共通第2号様式）
 - ウ 補助事業等の収支予算書（共通第4号様式）
- (2) 地域組織活動事業計画書
- (3) 事業計画書内訳
- (4) 事業予算書（支出）内訳
- (5) 会員名簿
- (6) 会則
- (7) その他必要と認められる書類

(補助金の交付決定および額の確定)

第6条 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定および額の確定を行い、規則に定める補助金等交付決定通知書（共通第6号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定および額の確定後、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 この補助金の交付を受けた補助対象者は、当該年度終了後速やかに次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 規則に定める次の書類

- ア 補助事業等実績報告書（共通第 1 1 号様式）
- イ 補助事業等の実績書（共通第 2 号様式）
- ウ 補助事業等の収支決算書（共通第 4 号様式）
- （ 2 ） 地域組織活動事業報告書
- （ 3 ） 事業実績内訳
- （ 4 ） 事業決算（支出）内訳
- （ 5 ） 会員名簿
- （ 6 ） その他必要と認められる書類
（補助金の精算）

第 9 条 市長は、第 4 条の規定により交付した補助金が、同条別表「 2 対象経費」欄に定める額を上回る場合には、その差額の返還を命ずるものとする。

（目的外使用の禁止）

第 10 条 この補助金は、交付目的以外の用途に使用してはならない。

（補助金の交付決定の取消等）

第 11 条 市長は補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定した補助金の全部または一部を取り消すことができる。

- （ 1 ） この要項の規定に違反したとき。
- （ 2 ） 補助金の交付に際して附された条件に違反したとき。
- （ 3 ） 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は前項の規定により補助金交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消にかかる部分についてすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（帳簿および書類の備付け）

第 12 条 補助対象者は、当該事業に関する帳簿および書類を備え、組織の収入および支出の状況を常に明確にしておかなければ

ればならない。

- 2 前項の帳簿および書類については、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 基準額
<p>基礎額と各母親クラブの加算額を合算した額</p> <p>① 基礎額</p> <p>1 3 5 千円</p> <p>② 加算額</p> <p>補助金の交付を申請しようとする年度の前年度に第3条に定める補助対象活動に参加した児童の総数（ただし、集約した児童館の母親クラブについては、集約前の児童館における活動に参加した児童の総数とする。）に30円を乗じた額。ただし、45千円を上限とする。</p>
2 対象経費
<p>第3条に定める補助対象活動を実施するために必要な報償費，旅費，需用費，役務費，委託料，使用料および賃借料，原材料費，備品購入費，負担金の実支出額から，補助対象事業実施に伴って発生した収益金等を控除した額</p>